

農業委員・推進委員の最適化業務引継ぎマニュアル

◆はじめに

このマニュアルは、改選によって農業委員・農地利用最適化推進委員が新たな人に替わっても、**地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた**農地利用の最適化業務、特に「意向把握」と「話し合い活動」への取り組みが滞ることがないようにするために作成しました。**3年間の委員会活動で蓄積した地域の情報は、農業委員会全体の財産です。**次の委員に確実に引き継ぐようにしてください。

◆引継ぎの方法

(旧委員)

- ・任期中に記入シートへ地域の詳細情報を書き込む。
- ・旧委員は事務局に記入済みのマニュアルを預ける。(または新委員に直接渡す)

(新委員)

- ・事務局から記入済みのマニュアルを受け取る。
- ・新委員はマニュアル上で不明な点等あれば、旧委員または事務局に確認を取る。

※個人情報の取扱いに関する注意事項

このマニュアルには個人情報が含まれており、農業委員会法第14条および第24条に基づき、取り扱いはくれぐれもご留意いただきますようお願いいたします。

農業委員会法第14条（委員の秘密保持義務）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

農業委員会法第24条（推進委員の秘密保持義務）

推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

農業委員会法第57条（罰則）

第14条、第24条又は第47条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

■地区担当 旧委員：〇〇 〇〇（連絡先：〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）

①地域の農業の現状と課題

※地域計画を添付でも可

②地域の担い手の現状と課題（経営規模、作目、年齢など）

※地域計画を添付でも可

③地域計画（目標地図）の進捗状況

④意向把握調査の実施状況

- (1) 農業委員会が主体で意向把握を行ったか。（○ or ×）
- (2) どのような方法で意向把握を行ったか。
（戸別訪問、郵送、郵送（回答が無い人には戸別訪問）、電話、農業者等が集まる場で配付）
- (3) 戸別訪問時の留意点（※個別訪問を委員が行った場合のみ記入）
- (4) 意向把握調査の結果概要（自由記入）

⑤協議の場への参加状況

- (1) 参加呼びかけの状況（呼びかけた人や呼びかけ方法など）
- (2) 参加呼びかけ時の留意点
- (3) 協議の場の主な参加者（話し合いのキーパーソンなど）、参加人数、話し合いの雰囲気
- (4) 協議の場で担った役割
（ア 挨拶、イ 司会進行、ウ 現場活動報告、エ 話題提供、オ 意見の集約、カ その他）

⑥地域の「農業者」に関する情報

- (1) 規模拡大を予定する担い手の意向（後継者の有無や地域農業を支える非農家の情報）
- (2) 規模縮小を予定する担い手の意向
- (3) 今後、農地の出し手となる見込みの農家（高齢農家など）
- (4) 定期的に訪問すべき農家
- (5) 地域内外の法人や法人化の動き
- (6) 若手の農業者や新規就農希望者

⑦地域の「農地」に関する情報

- (1) 農地中間管理事業の推進
- (2) 地域内の田畑売買価格や賃借料の動向
- (3) 農道、水利・水利慣行、農地の傾斜による課題
- (4) 鳥獣被害の状況
- (5) 保全管理活動への協力具合
- (6) 遊休農地
- (7) 所有者不明農地
- (8) 営農型発電設備・農作物栽培高度化施設
- (9) 無断転用の有無

⑧その他引継ぎ事項

担当地域の最適化活動を円滑に移行するため、新旧委員で引継ぎいただきたい内容の目安です。このほかにも、担当地域での課題などがありましたら、新委員へ引継ぎしてください。

※項目は一例です。地域の実情に合わせて削除・追加、記入欄の拡大等、自由にご活用ください。

担当地区：○○、○○、○○

旧委員：○○ ○○（連絡先：○○○-○○○○-○○○○）

①地域の農業の現状と課題 ※地域計画を添付でも可

②地域の農業を担う者（認定農業者や認定新規就農者等の担い手、担い手以外の多様な農業者）の現状と課題（経営規模、作目、年齢など）※地域計画を添付でも可

③地域計画（目標地図）の進捗状況

（１）地域計画（目標地図）の進捗状況はどうか（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.白地農地が多く、受け手未定農地の耕作者の特定が最優先。

イ.現状の耕作者を位置付けたのみであるため、話し合いの継続・耕作者の動向を常に把握することが必要。

ウ.10年後の耕作者をほとんど位置付けられており、集積・集約に向けた権利設定の働きかけが必要。

（２）（１）で「ア」、「イ」と回答した場合、主な原因は何か

（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.話し合い（協議の場）がうまくいかなかった イ.意向把握ができていなかった

ウ.地域の農業を担う者の不足 エ.農地の条件が悪い

オ.地域計画が地域に浸透していない カ.その他（ ）

④意向把握調査の実施状況

（１）農業委員会が主体で意向把握を行ったか。（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.はい イ. いいえ ウ.その他（詳細： ）

（２）（１）で「ア.はい」と回答した場合、どのような方法で意向把握を行ったか。

（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア. 戸別訪問 イ. 郵送 ウ. 郵送と戸別訪問（回答が無い人には戸別訪問）

エ. 電話 オ. 農業者等が集まる場で配付 カ. その他

（その他詳細： ）

（３）戸別訪問時の留意点（※個別訪問を委員が行った場合のみ記入してください。）

（４）意向把握調査の結果概要（自由記入）

⑥地域の「農地」に関する情報

(1) 農地中間管理事業の推進

--

(2) 地域内の田畑売買価格や賃借料の動向

--

(3) 農道、水利・水利慣行、農地の傾斜による課題

--

(4) 鳥獣被害の状況

--

(5) 保全管理活動への協力具合

--

(6) 遊休農地

--

(7) 所有者不明農地

--

(8) 営農型発電設備・農作物栽培高度化施設

--

(9) 無断転用の有無

--

⑦その他引継ぎ事項

--

担当地区：●●町A地区（担い手が不足している地域を想定）

旧委員：○○ ○○（連絡先：000-0000-0000）

①地域の農業の現状と課題※地域計画を添付でも可

A地区は水田と畑地の利用が半々程度。規模拡大を求める農業者は少なく、多くは数年後のリタイアを見込んでいる。農地の受け手よりも出し手の方が多く、農業委員会などが間に入らなければ多くの農地が遊休化すると考えられる。

②地域の農業を担う者（認定農業者や認定新規就農者等の担い手、担い手以外の多様な農業者）の現状と課題（経営規模、作目、年齢など）※地域計画を添付でも可

Aさん：水田20ha、畑2ha（ダイコン、ニンジン）、70歳、後継者は不在
 （農）B：水田50ha、水田の作業受託、主な従事者（Cさん67歳、Dさん48歳）、Dさんが若いので、まだ拡大の余地あり

③地域計画（目標地図）の進捗状況

（1）地域計画（目標地図）の進捗状況はどうか（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.白地農地が多く、受け手未定農地の耕作者の特定が最優先。

イ.現状の耕作者を位置付けたのみであるため、話し合いの継続・耕作者の動向を常に把握することが必要。

ウ.10年後の耕作者をほとんど位置付けられており、集積・集約に向けた権利設定の働きかけが必要。

（2）（1）で「ア」、「イ」と回答した場合、主な原因は何か

（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.話し合い（協議の場）がうまくいかなかった イ.意向把握ができていなかった

ウ.地域の農業を担う者の不足 エ.農地の条件が悪い

オ.地域計画が地域に浸透していない カ.その他（ ）

④意向把握調査の実施状況

（1）農業委員会が主体で意向把握を行ったか。（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.はい イ.いいえ ウ.その他（詳細： ）

（2）（1）で「ア.はい」と回答した場合、どのような方法で意向把握を行ったか。

（該当する選択肢に○を付けてください。）

ア.戸別訪問 イ.郵送 ウ.郵送と戸別訪問（回答が無い人には戸別訪問）

エ.電話 オ.農業者等が集まる場で配付 カ.その他

（その他詳細： ）

（3）戸別訪問時の留意点（※個別訪問を委員が行った場合のみ記入してください。）

A地区で回答がなかった30戸を戸別訪問した。1度目は協力をお願いをし、その1週間後に再度訪問するように話をしたところ、6割の人が答えてくれた。提出を嫌がる人には、目的は個人情報収集ではなく、地域の農地利用を考えるためだと説明すること。

（4）意向把握調査の結果概要（自由記入）

地区の7割が農地を貸したい・売りたいという意向を表明。多くが高齢者で後継ぎがいない。詳細は市の農政課が取りまとめているので、そちらより結果をもらってください。

⑤協議の場への参加状況

(1) 参加呼びかけの状況（呼びかけた人や呼びかけ方法など）

協議の場を開催する1カ月前と1週間前の2回、地区で1ha以上耕作している農業者に参加を呼びかけた。呼びかけでは、地区長のEさんに協力してもらい、地区の回覧板に開催の案内を入れた。近所の農業者には直接声をかけた。

(2) 参加呼びかけ時の留意点

直接声をかけた人はほとんど参加してくれたが、回覧板での案内となった人の参加率は低かった。面倒だが、できるだけ多くの人に直接声をかけるのが効果的。他の地区では農協の部会で呼びかけをして、多くの人が参加したと聞いたので、こうした方法も有効と思われる。

(3) 協議の場の主な参加者（話し合いのキーパーソンなど）、参加人数、話し合いの雰囲気

Aさんと（農）BのCさん、Dさんは地区の担い手として必ず参加してもらうこと。毎回、10～15人程度参加しており、話し合いは割と和やかに行われているが、皆の発言が少ないのが問題。発言の少ない人に話を振る等の気遣いをしてほしい。

(4) 協議の場で担った役割（該当するものすべてに○を付けてください。）

ア 挨拶 イ 司会進行 ウ 現場活動報告 エ 話題提供 オ 意見の集約 カ その他

（その他詳細：話題提供では農地パトロールの結果を説明）

⑥地域の「農業者」に関する情報

(1) 規模拡大を予定する担い手の意向（後継者の有無や地域農業を支える非農家の情報）

（農）BはDさんがまだ若いこともあり、拡大の意向あり。特に現在利用している近辺の水田は引き受けてくれる可能性が高い。ただ、Dさんは水田利用が集中することによって、用排水路の清掃や管理が自分だけに集中することを懸念しており、地権者が引き続き水路清掃・管理に携わっていくルール作りをしなければならない。

(2) 規模縮小を予定する担い手の意向

Aさんはここ10年農地の有力な受け手だったが、体力が衰え始め、後継者もいないため、経営を小さくすることを考えている。Aさんがみていた農地を個人で引き受けるのは難しく、新たな担い手候補を探すことが必要になっている。

(3) 今後、農地の出し手となる見込みの農家（高齢農家など）

農地を出したいという農家は7割と非常に多い。多くが高齢農家で、機械が壊れたらやめると言っている。しかし、農地の受け手が整っていないため、まだできる人には続けてもらうように話をしてきた。次の委員にも、励まし支え合う形で地区の農家を奮い立たせてほしい。

(4) 定期的に訪問すべき農家

- ①Eさん 86歳 現在2ha耕作しているが、後継者なし。（月1回訪問）
- ②Fさん 88歳 現在5ha耕作しているが、後継者なし。（2カ月に1回訪問）
- ③Gさん 68歳 現在3ha耕作しているが、後継者なし。持病があり、あまり体調がすぐれない。（月1訪問）

(5) 地域内外の法人や法人化の動き

5年前に集落営農組織を法人化して、その（農）Bが地区の農業の支えとなっている。組合長のCさんが引退した場合に備えて、Dさんの右腕となれるような人材がいればと思っている。
また、他市の法人Xから、5haくらいの畑がないか、相談があったので、事務局と連携しながら対応して欲しい。

(6) 若手の農業者や新規就農希望者

Dさんを除くと若手農業者はいない。勤めに出ている人は何人かいるので、週末だけでも農業をやるように引き続き促してほしい。また、来年には2人の勤め人（Hさん、Iさん）が定年退職する予定。（農）に参加するようにまめに声掛けをしてほしい。

⑦地域の「農地」に関する情報

(1) 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業について、内容を理解していない人がある。農地中間管理事業には、賃料が農地バンクから確実に振り込まれる等の貸し手のメリットのみならず、まとまった農地を長期間借りられる等、借り手にもメリットがあるため、さらなる事業の周知・推進を図る必要がある。農業委員、推進委員は、地域計画実現のため、意向調査等で把握した情報を活用し、農地バンクへの利用権設定などを積極的に進めるべき。なお、推進委員は、活動を行うに当たっては農地バンクとの連携に努めるものとされている（委員会法17条）。

(2) 地域内の田畑売買価格や賃借料の動向

売買実例がほとんどないので推測になるが、田畑の価値はここ数年急激に落ちていると思う。参考賃借料未満での賃借や使用貸借も増えている。貸したいという地権者にはそのことを踏まえるように話をしてほしい。

(3) 農道、水利・水利慣行、農地の傾斜による課題

地区には慣行水利権が残っており、水不足が続くと近隣地区との話し合いにより取水量を制限することがある。地区外の担い手に農地を任せる場合には、事前に土地改良区と話をするように促すこと。

(4) 鳥獣被害の状況

従来、山裾の水田に限られていたイノシシ被害（掘り返し、食害）が広がっている。電気柵の設置等の対策を取っているが、定期的に見回りをしないと、侵入されてしまうため、より地域一帯での防除が必要。被害に遭った農地は借り手が付きにくい。

(5) 保全管理活動への協力具合

保全管理活動組織による農地の点検、維持管理が行われていて、多面的機能支払交付金を受けている。昨年からはこの組織の会合と地域計画の協議の場の同時開催もしており、今後も歩調を合わせてほしい。

(6) 遊休農地

利用者のいない畑、山に近い水田が遊休化している。地権者には草刈りだけでもするように言っている。

(7) 所有者不明農地

近年増加中。地権者に相続登記を呼びかけても、相続した子が登記をしないままということが多く。不動産登記法の改正で相続登記が義務化され、場合によっては罰金を取られるそうなので、周知をして欲しい。

(8) 営農型発電設備・農作物栽培高度化施設

2年前に太陽光発電施設の業者が地区の農業者に設置を呼びかけて回ったことがあった。農業委員会にも太陽光発電設備を設置できる農地をまとめて教えるように依頼があったが、事務局や会長が断った。最近はそのようなことは減ったようだが、この件で転用申請があった場合は所有者に経緯も含めて確認を取ることが必要。農作物栽培高度化施設については、農作物の栽培が行われていない場合、違反転用に該当するので、日々のパトロールをしっかりと実施して欲しい。

(9) 無断転用の有無

8～9月に行う農地パトロールによって、無断転用はほとんどない。もしあった場合には、地区の人にできるだけ早く知らせてもらうようにしておくことが必要。

⑧その他引継ぎ事項

昔から地区に多くの農地を持っていたZさんは現在全て貸し出して農業はしていない。自分が納得できないことには「うん」とは言わない性格なので、地域計画の話し合いには必ず参加してもらうことが大事。話せばわかる人であり、地区の農業の将来に危機感を持ってきている人なので、何事もまず相談して味方に付けるようにしてほしい。